

「Lアラートの国への移行に向けて」

2025年7月10日

Lアラート運営諮問委員会事務局

1. Lアラート運営諮問委員会の開催の目的

- ・サービス提供条件、予算の配分、サービス利用者からの要望等に関わる財団からの諮問事項を、審議し答申することを主たる目的とする。(Lアラート運営諮問委員会規則(抜粋))

2. サービス提供条件の変更について

- 1) FMMC が運用し提供しているLアラートサービスは、2026 年 12 月 1 日(予定)をもって、
国に移行する。(FMMCが提供するLアラートサービスは終了する)
※現在のサービスは総務省が運用し提供するLアラートサービスになる。

3. 今年度の主たる諮問事項

- 1) 上記2. を円滑に推進する為、今年度中に必要な規約等を改定する。
 - ・Lアラートサービス利用規約等
例: 運営主体移行時に関する追記等(運営主体が変更となる場合について、運営主体の変更及び新運営主体が定める利用規約へのみなし同意の規定)
 - ・新たな活用者の契約内容を変更(年契約から期間契約に変更等)
- 2) 国への移行を円滑に推進する為、今年度中に必要なセキュリティ対策を実施する。
 - ・強力なパスワードへの変更依頼(実施予定)と、非対応時の強制初期化の実施
※強力なパスワード: 「半角数字」「半角英大文字」「半角英小文字」「半角記号」の3 種以上で、かつ 8 桁以上
- 3) 合同訓練や連絡会を通じて代行入力の実態調査や運用ガイドラインのブラッシュアップを行う。
 - ・合同訓練での代行入力の状況把握と調査分析等を実施する。
 - ・連絡会での運用ガイドラインについての意見収集等を実施する。
- 4) その他
 - ・総務省が提供するLアラートサービスは、諮問事項の対象外とする。
※総務省が提供するLアラートサービスに関する内容は、総務省より情報提供を行う。
メール周知等については、現Lアラート運用側でもサポートを行う。

以上